

質問回答

2018年6月21日

「エチオピア国企業の成長を目的としたビジネス・ディベロップメント・サービス強化プロジェクト」
 (公示日：2018年6月13日／公示番号：180160) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第2 調査の目的・内容に関する事項 p.3～(4) 活動の概要 2-3 および 3-1	2-3、及び 3-1 とともに OSSC が（ビジネスマッチング機会等の創出、基礎的な経営診断・・・等を含む）研修を受ける旨の記載ですが、「2-3：OSSC カウンセラー研修」と「3-1：OSSC の運営・管理に関する研修」の違いはどのような点でしょうか。	同一です。 2-3 は、研修実施側の活動「研修を実施する」であり、3-1 は研修を受講する側からの活動「受講する」となっています。
2	第2 業務の目的・内容に関する事項 p.3～(4) 活動の概要 および p.22 <活動における留意事項>	活動 2-9.におけるパイロット企業に対する重点的支援（Handholding 支援）に関する記載がありますが、Handholding 支援の対象となるのは、p22 に記載のある金属関連企業 3 社のみ、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、handholding については、金属関連企業 3 社となります。 補足しますと、BDS コンサルタント登録・養成のために、パイロット企業を 15 社程度(P21(7)の通り)選んでいただきます。この 15 社は①OSSC 窓口からの紹介を踏まえた企業 12 社、②金属関連企業 3 社（＝handholding 支援企業である金属関連企業 3 社）となります。
3	第2 調査の目的・内容に関する事項 p.3～(4) 活動の概要	活動 2-8.および 2-9.について、エチオピア側との合意形成が遅延する場合、該当する活動の実施有無の見極め（契約変更の可能性）はいつ頃までになされる予定でしょうか。	プロジェクト開始後、1 年で実施の有無を見極めます。実施しない場合は、契約変更を行う予定です。
4	第2 調査の目的・内容に関する事項 p.4～【成果 2に関する活動】	活動 3-1 に記載されている OSSC の選ばれたスタッフとは、活動 2-2 の OSSC カウンセラーと同一でしょうか。	同一です。 選ばれた OSSC スタッフが将来的に OSSC カウンセラーとなることを想定しています。
5	<OSSC カウンセラー> p.5 【成果 3に関する活動】	活動 3-1 に記載されている OSSC の運営・管理に関する研修とは、活動 2-2 に記載されてい	同一です。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		る OSSC カウンセラー能力研修と同一のものでしょうか。	
6	<p>第2 調査の目的・内容に関する事項</p> <p>p.6 (8) 相手国実施機関 および</p> <p>第3 業務実施上の条件</p> <p>p.27 3. 相手国の便宜供与</p>	<p>相手国関係機関について、協力機関としてアディスアベバ市産業開発局および同小零細企業局、また連携機関として、エチオピアカイゼン機構、エチオピア開発銀行が挙げられていますが、これら機関から本案件に対する具体的なコミットメント（担当業務や便宜供与など）は得られているのでしょうか。</p>	<p>アディスアベバ市産業開発局および同小零細企業局については、MM 署名者であり、プロジェクトでの役割は MM(P4)に明記の通りとなります。エチオピアカイゼン機構とエチオピア開発銀行は連携の確認をしております。</p> <p>ただし、実際にプロジェクトを動かす段階で、成果1 の活動にて、各組織の役割分担等も整理いただき、関係者と再確認の上、プロジェクトを進めていただくこととなります。</p>
7	<p>第2 調査の目的・内容に関する事項</p> <p>p.11</p> <p>(3) プロジェクト対象地域の選定</p> <p>※4: 対象 woreda</p>	<p>※活動2-3、3-1については全ての woredas が対象としています。これはアジスアベバの10 の sub-sities 及び20 の woredas から OSSC カウンセラー候補を選ぶということでしょうか。</p>	<p>10 sub-cities および20 woredas から OSSC カウンセラー候補を選んでいただき、一括研修を実施していただきたいと考えております。</p> <p>研修先の OJT 企業は、3 sub-cities と6 woredas での実施を想定しています。</p>
8	<p>第2 調査の目的・内容に関する事項</p> <p>p.14～ (13) ICT の活用</p>	<p>ICT 活用を提案するにあたり、先方機関に機材の設置が必要となる場合、機材費等を見積りに計上可能でしょうか。また、システム構築が必要となる場合などに、一部作業を現地再委託により実施することは認められるでしょうか。</p>	<p>機材費等は見積書(本見積)にて計上してください。</p> <p>また、システム構築等で現地再委託を行うことも「可」とします。必要な経費は見積書(本見積)に計上してください。</p>
9	<p>第2 調査の目的・内容に関する事項</p> <p>p.15～</p> <p>(15) 長期専門家との連携体制</p>	<p>長期専門家が行う業務のひとつに、活動2-8(起業家支援)の記載がありますが、「起業家支援」とは、2-8にある金融サービスの設置、デザイン、提案のことで理解してよろしいのでしょうか。あるいは「起業家支援」とは別の活動のことを指していますでしょうか。</p>	<p>長期専門家は、活動2-8記載の金融サービスデザイン、およびその関連でP16(16)の「イノベーション創出に向けた起業家支援」に記載の業務を行います。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
10	同上	長期専門家の派遣時期は具体的に決まっておりますでしょうか。	2018年9-10月頃からの派遣を予定しています。
11	<p>第2 調査の目的・内容に関する事項</p> <p>p.17</p> <p>(1) ワークプランの作成</p> <p>(2) ワークプランの説明・協議</p> <p>および</p> <p>p.24</p> <p>(1) 報告書 ※1</p>	<p>ワークプラン作成、キックオフミーティング後に戦略計画作成支援となっている一方ワークプラン提出時に添付のこととなっている。</p> <p>再度確認をお願いします。</p>	<p>大変失礼いたしました。</p> <p>以下の3点につき、訂正させていただきます。</p> <p>① p.17</p> <p>(1) ワークプランの作成</p> <p>(2) ワークプランの説明・協議</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(1) ワークプラン(案)の作成</p> <p>(2) ワークプラン(案)の説明・協議</p> <p>② p.24</p> <p>(※1) 零細・中小企業支援の戦略計画書(短期的なアクションプラン)を添付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(※1) 零細・中小企業支援の戦略計画書(短期的なアクションプラン)(案)を添付</p> <p>③ p.24</p> <p>業務進捗報告書1</p> <p>(モニタリングシート(※2)含む)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>業務進捗報告書1</p> <p>(ワークプラン(※1)およびモニタリングシート(※2)含む)</p>
12	第2 調査の目的・内容に関する事項	「⑥BDS 提供モデル運用に係るガイドラインやマニュアルの作成と最終化」とありますが、	BDS 提供モデル運用が有効に実施されるために必要なガイドラインやマニュアルであり、以

通番号	当該頁項目	質問	回答
	<p>p.18～ (5) BDS 提供に係る体制モデルの構築・運用</p>	<p>誰を対象としたものになりますでしょうか。 (FeSMMIDA, FeUJCFSA 等の統括者、または OSSC、BDS コンサルタント等の直接のサービス提供者)</p>	<p>下を想定しています。 ①FeSMMIDA、FeUJCFSA、アディスアベバ市の等の統括者向け ②sub-cities や woredas の OSSC の運営管理者向け (必要に応じて①と統合) ③OSSC、BDS コンサルタント等の直接のサービス提供者向け</p>
13	<p>第2 調査の目的・内容に関する事項 p.18～ (5) BDS 戦略に係る体制モデルの構築・運用 ⑨アディスアベバ市…… 視察ツアーの実施 および p.23～ (9) 本邦研修・第三国研修</p>	<p>政府関係者を招聘した、BDS 提供の体制モデルに係る視察ツアーや第三国研修の実施の際、政府職員の日当・宿泊費について見積もるのでしょうか？</p>	<p>見積書(本見積)に必要経費を計上してください。 第三国研修:各研修において準高官レベルを2名(10名中)でお見積りください。</p>
14	<p>第2 調査の目的・内容に関する事項 p.19 (5) BDS 提供に係る体制モデルの構築・運用</p>	<p>アディスアベバ市以外およびアディスアベバ市のプロジェクトサイト(3つの sub-cities と6つの woredas)以外の政府関係者を招聘した BDS 提供の体制モデルに係る視察ツアーの実施について、見積もりにはアディスアベバ市内の交通費の他、政府関係者の招聘にかかる費用(日当・宿泊費等)も含めるべきでしょうか。</p>	<p>見積書(本見積)に必要経費を計上してください。</p>
15	<p>第2 調査の目的・内容に関する事項 p.20～ (6) OSSC カウンセラー養成研</p>	<p>OSSC カウンセラー養成に関連するパイロット企業(20社程度)、BDS コンサルタント養成に関連するパイロット企業(15社)に、含めるべき女性起業家数についてのある程度の目安はあ</p>	<p>OSSC カウンセラー養成に関連するパイロット企業(20社程度)については、20社中 1/3 程度を想定。 BDS コンサルタント養成に関連するパイロット企</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
	<p>修・モニタリングおよび評価の実施</p> <p>および</p> <p>p.21～</p> <p>(7) BDS コンサルタントの必要能力の整理、BDS コンサルタント登録・養成制度の構築およびモニタリング・評価の実施</p>	<p>るでしょうか。</p>	<p>業(15 社)については、数の目安はありません。</p>
16	<p>第2 調査の目的・内容に関する事項</p> <p>p. 23～</p> <p>(9) 本邦研修・第三国研修</p>	<p>第三国研修に関し、XL フォーラムおよびカイゼン知見共有セミナーの開催地は確定しているでしょうか。開催地未定の場合、研修員・同行者の航空賃はどのように見積もればよいでしょうか。</p>	<p>以下の内容にて、見積書(本見積)に必要経費を計上してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・XL フォーラム:南ア(首都)で 2 回、12 日間(移動日除く) ・カイゼン知見共有セミナー:東京で 1 回、南ア(首都)で 1 回、3 日間(移動日除く) ・第三国研修:ベトナム(首都)で 2 回、12 日間(移動日除く) <p>契約後に変更が必要となった場合は、契約変更等により対応します。</p> <p>各研修において準高官レベルを 2 名(10 名中)でお見積りください。</p>
17		<p>本プロジェクトでは合計 6 回の第三国研修を予定しておりますが、航空賃のクラスや距離によって大きな差が出てきます。本費用について別見積の扱いにしていただけないでしょうか？</p>	<p>上記 16 の通り。</p>
18		<p>当該プロジェクト実施期間中に、第三国研修の合計 6 回の実施(4 回の内容は記載)、その他</p>	<p>上記 16 の通り。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
		2回の研修実施につきまして、想定されている対象者及び目的、また提案書の中で、予算に計上する必要はございますでしょうか？	
19		XL Africa、カイゼン知見共有セミナー、その他の第三国研修は、想定する訪問国・期間等の詳細により見積金額に差が出るのが予想されることから、別見積りとしていただけないでしょうか。また、XL Africa フォーラムについては、訪問場所は南アフリカ共和国ケープタウンの想定でよろしいでしょうか。	上記 16 の通り。
20		<p>「2018年～2020年度の3年間で国別研修（本邦研修）を2回、第三国研修を6回実施する」とありますが、R/D Annex3のPOでは本邦研修が3回、第三国研修が1回となっております。本邦研修を2回、第三国研修を6回でエチオピア側と合意しているとの理解で正しいでしょうか？</p> <p>また、第三国研修について、2回は世界銀行のXLフォーラム等への参加を検討するとありますが、XLフォーラムは2017年11月の1回のイベントです。類似のイベントの視察を提案するという事で正しいでしょうか？</p> <p>なお、カイゼン知見共有セミナーについて、2018～2020年度の開催場所が決まっておりますら、ご教示ください。</p>	POについては、目安として先方と合意していません。本邦研修2回、第三国研修6回については、プロジェクト開始の際のワークプラン説明で、先方の確認を得る方針です。それ以外は上記 16 の通り。
21		第三国研修6回については、開催場所が指示書において指定されておりません。開催国によって費用が大きく異なることから、第三国研修に	上記 16 の通り。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		かかる費用（エチオピアからの航空賃を含む）は別見積とさせていただいてもよろしいでしょうか。	
22	第2 調査の目的・内容に関する事項 p.24～（1）報告書	報告書の提出期限に関し、ワーク・プランの提出時期は2018年10月の誤りでしょうか。	失礼いたしました。ご指摘の通り、2018年11月下旬に訂正いたします。
23	第3 業務実施上の条件 p.27～ （2）業務従事者の構成（案） および 第5 プロポーザルに記載されるべき事項 p.4～ （2）評価対象業務従事者の経験、能力等	表記がそれぞれ「BDS提供にかかる人材育成」と「BDS提供に係る人材育成」となっております。些末な点で恐縮に存じますが、プロポーザルご提出時に、評価対象業務従事予定者経歴書の担当業務の記載・表記のご確認があるかと思っておりますので、どちらで表記すべきかご教示いただければ幸いです。	「BDS提供に係る人材育成」でお願いします。
24	第3 業務実施上の条件 p.27～ 3. 相手国の便宜供与 （2）プロジェクトオフィススペースやセミナースペース	オフィススペースのみならず、セミナースペースの机や椅子などの什器の経費まで見積もるのでしょうか？	オフィススペースは、カウンターパート機関が準備予定ですが、それ以外のオフィススペースの机や椅子などの什器の経費は見積書（本見積）に計上してください。
25		プロジェクトオフィススペースは業務実施場所となるFeSMMIDA、FeUJCFSAの両機関にあり、全専門家が片方に、あるいはそれぞれ半々が執務機を構える等は自由に設定できるという理解で正しいでしょうか？（オフィス什器のサイズ・数の参考として） また、セミナースペースについては、何人収容可能な部屋がいくつあるかご教示いただけますでしょうか？これらはプロジェクトの会	JICAとしては、両機関に執務機を構えていただき、両機関とのコミュニケーションを密にとっていただきたいと考えております。（FeSMMIDAとFeUJCFSAは車で数分の距離のところにあります。）また、エチオピア側との関係としては、コンサルタントチームが両機関で執務することが必要と考えますが、プロジェクトの効率的・効果的な運営の観点で、業務の内容によって執務場所を柔軟に変えていただいても構いません。先方には、5

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<p>議・研修等には優先的に利用可能となっておりますでしょうか？（外部のホテル等で会場借上が必要か判断するため）</p>	<p>－6 名が勤務するオフィススペースが必要とお伝えしています。 先方の業務次第では、プロジェクトの会議・研修等に優先的にセミナースペース等を利用可能できない可能性もありますところ、念のため、外部のホテル等での会場借上費につきましても見積書（本見積）に計上をお願いいたします。</p>
26	<p>第3 業務実施上の条件 p.28～ 4. 業務用資機材・車両</p>	<p>オフィスでの使用を含めた携行機材に関し、上述8で質問した ICT 関連の機材調達も含め、別見積にすることは可能でしょうか。（見積書（本見積）に計上しなくとも宜しいでしょうか。）</p>	<p>上記8の通り、見積書（本見積）での計上をお願いいたします。</p>

以上